

明乳の闘いに寄せて

今ではすっかり歌人となってしまった守川弁護士、私たち
争議団を勇気づける短歌を詠んでいただきました。

天下の明乳入社して
一流企業に入社して
うれしうれし入れたよ
故郷の家族も喜んで

ところが待遇ひどいもの
右も左もわからぬが
労働運動学びつつ
組合運動始めたの

なかまを赤組、白組や
雑草組と呼ぶ神経
労働組合委員長
その後社長になる不思議

会社に激しく差別され
アカ攻撃の仕打ち耐え
闘い続けて四〇年
裁判負けても屈しない

それでも悲しいと続く
多くの仲間がこころでし
ななばで倒れる悲しみを
乗り越え不屈にたたかっ

争議団長倒れたら
妻が社長に手紙出し
明乳愛した夫です
争議解決してほしい

訴え届くも知らん顔
争議解決するべきと
裁判所からの勧告も
ひとことタメだといい放つ

牛乳つくる酪農家
消費者大事に思うから
争議解決めざしつつ
食の安全大切に

たたかう大義は争議団
不屈にたたかう仲間たち
勝利するまでたたかうと
たたかいの輪は広がって

二〇〇八年五月
もりかわ うらら



団員の顔

山椒は・・・カライ・カライ
今回は市川事件申立人
武田和夫・・・です



武田和夫

彼は、昭和三十七年三月、北海道八雲高校を卒業すると同時に上京、明治乳業市川工場に入社している。

そのとき、一緒だったのが申立人である橋本勝男氏である。今でも二人は大の仲良しで三日に空けずお酒（焼酎専門）を共にしている。

お酒には決して溺れることではないが、時間が進むにつれてお喋りは留まることを知らない。私などはただただ彼の話を聞くだけになってしまふ。

これで割り勘は、どうも納得がいかない。が、彼はそんなことは無頓着で昨日もしゃべっていた。きつと今日の飲み会もそうだろう。

お酒時のエピソードだけで紙面は足りそうもないのでこちらで、次のページへ。

市川工場に入社した彼は、

彼は、市川支那がインフォマーシャル組織に乗っ取られてから十年以上も職場代議員に選ばれるなど職場労働者からの信頼はとて厚い。

いまは、市川市の国民救済会の事実上の事務局長を担い、県の役員も兼務するなど、団でも地域でもなくてはならない存在である。

記・F

明治乳業争議団

ニュース

発行 明治乳業争議団
連絡先 〒272-0015
千葉県市川市鬼高2-6-2
TEL・FAX 047-332-5698
E-mail:mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp
HP:http://meinyu-sougi.web.infoseek.co.jp
働くルールの確立で人間性の回復を！
No. 0817号 (08年10月13日)

この秋 みずほ銀行150支店への宣伝・要請行動を成功させよう (10月~11月)

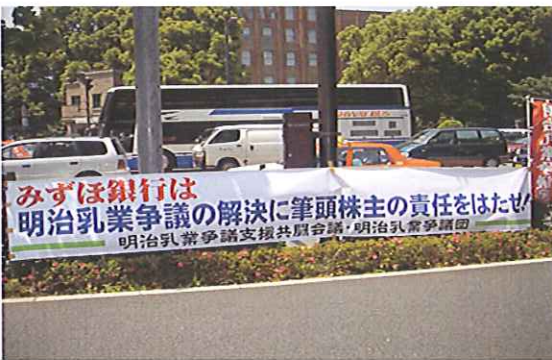
「みずほ」は筆頭株主としての社会的責任を自覚せよ！

先行する市川事件は、昨年の7月に上告してから一年と三ヶ月が過ぎ、時間的には最高裁から「受理・不受理」の判断がいつ出てもおかしくない状況となっております。

この間、争議団・そして支援共闘会議では毎月に行っていたの最高裁前宣伝を行うと同時に、書記官を通して上告受理の訴えを行っていましたが、同時に明治乳業に対しても、「争議の早期全面解決を決定せよ」と運動を強めています。

こうした、最高裁の状況の中、全国事件では、この年末には総論立証が終了しています。

また、来年の四月には明治乳業と明治製菓の経営統合が実施されなど、あらゆる関係にあります。



る面から年末から来春にかけて争議全面解決への大きな節目を向かえています。

皆さんすでにご承知の通り、みずほ銀行は、明治乳業の筆頭株主であり、同時にメインバンクでもあります。日常的な短期、中期、長期にわたる金銭の貸付を一手に担っています。当然、明治乳業の利益を「共有」し、明治乳業の経営にも深く関わっている関係にあります。

争議の全面解決を求める声であり、「食の安全・安心」を求める国民消費者の声でもあります。

この行動、皆さんのご支援を重ねてお願いいたします。

みずほ銀行は、これまで私たちの要請を二十三年間にわたって受けていますが、「あなたたちの声は明治乳業に伝えます」の枠から一歩も前に出ることなく、ただ年月が過ぎただけという状態に留まっています。

私たちは先にも述べたとおり、みずほ銀行があらゆる面から明治乳業と「深く関わっている」という立派な立場から、明治乳業に対し争議解決の道筋を、みずほ銀行自らの意思として提案し、明治乳業に伝えることを求めているのです。

決して難しいことを提案しているわけではありません。

みずほ銀行への150支店への宣伝・要請行動は、「明治乳業による貸金差別事件」が全国各地に大きく広がっていることの証であると同時に、争議の全面解決を求める声であり、「食の安全・安心」を求める国民消費者の声でもあります。

明治乳業と明治製菓が経営統合

「負の遺産を」を抱えたままの統合はありえない！

まず争議全面解決せよ

乳業最大手の明治乳業と菓子業界一位の明治製菓が、来春四月一日を期して共同持株会社を設立し、経営統合することが発表されました。国内販売の減少と競争激化、原材料高騰など厳しい経営環境を統合によって克服しようとするものであり、これにより売上高一兆円を越す国内五位の食品会社に浮上します。

両社は、二十一世紀の将来 標への方向を見失うことになを見据え「食と健康」企業に 大きく飛躍するといいますが、 また、明治乳業では、製品そのためには明治乳業が抱えている「負の遺産」ともいえる長期労働争議を、統合前にすべて精算することが大前提ではないか。 業として論理とモラル回復をなおざりにしての経営統合は「健康な企業活動を目指す」という目標に大きく反するものです。

明治乳業創立九十年、その半数にも及ぶ人権否定の連続という汚点を背負ったままの統合は、そのスタートから目



明治乳業争議支援共闘会議と争議団は、「両社の経営統合は明治乳業が抱える労働争議の解決局面をつくる大きな節目であり好機」であることとを確認し、機敏に行動を積み重ねています。

機敏に運動を展開！

明治乳業争議支援共闘会議と争議団は、「両社の経営統合は明治乳業が抱える労働争議の解決局面をつくる大きな節目であり好機」であることとを確認し、機敏に行動を積み重ねています。 九月十七日には、明治乳業をはじめ統合相手の明治製菓、また両社に深く関わる筆頭株主・みずほ銀行にたいして「長期争議を解決し、身綺麗にして統合するべきである」と要請しました。 その後も、みずほ銀行本店前、要請を拒否した明治製菓前で宣伝、明治乳業には東陽町駅前や本社前で宣伝行動を実施しています。 さらに、十一月二十六日に開催される両社それぞれの臨時株主総会に向け、運動を強めています。

経営統合に関する
明治乳業臨時株主総会
11月26日(水)
統合前争議解決を訴えます



第3回 明治乳業の都労委 審問開催される

会社の非人間的差別政策の実態を赤裸々に証言

去る九月八日に開催された総論立証の主尋問で大阪の井村証人は、前回の審問で明らかとなった申立人らの著しい職分・賃金格差の実態が、会社の不当労働行為意思に基づいて継続的におこなわれた「差別政策の結果である」と直接証拠を示して具体的に明らかにしました。

「社業に貢献しない者」「生産阻害者(マル共・民青など)」の差別排除を労使で確認し差別意識を明確にした

昭和41年4月、会社は生産効率を5倍にする付加価値の増大が、それとも人員整理かの二者択一を迫り、労使共同路線に変質した労組中央本部を抱き込んで「確認書」を取り交し、同年4月、「社業に貢献する者」と、そうでない者と同じの賃金を払うわけにはいかない」と言って、格差が2倍となる特別昇給制度を強行導入し、賃金における差別意識を明確にしたのです。



組合介入と支部執行部 乗っ取りは会社主導で行なわれた

労組委員長は、「会社の言う生産阻害者とは、共産党員・民青加入者などで・・・平常において円満な労使関係の樹

立することを妨げたりする者たち・・・。我々の労働運動と方向を異にし、我々の足を引く張る者は組織から外れて活動すべき・・・。」との声明を発表し、会社と一緒に申立人らの組織排除を公言したのです。

井村証人は、昭和41年頃には全国の主要な工場において班長・主任等を中心に据えたインフォーマル組織を結成させ、組合役員選挙に支配介入してきた事実を会社の秘密資料(高島ノート・笠原ファイル・秘密テープなど)を示して明らかにしました。

都労委は労働者の分断 差別が「企業犯罪」との認識を持って救済を！

証人は最後に、労働者は会社によって「差別と分断のクサビ」を打ち込まれ、40数年間いがみ合わされてきたが、退職後は同期会を結成し赤白の区別なく一緒に旅行や一杯会を行ない励ましあっている。会社の不当労働行為は「企業犯罪です」と訴え「早期の救済命令を出して頂きたい」と結んだ。

高裁判決の確定は不当労働行為救済制度の崩壊につながる

支援共闘会議が最高裁へ単独要請

市川工場事件については、07年6月より最高裁に対する上告受理要請を毎月行っていますが、去る九月十六日には松本議長(千葉労連議長、関西支援共闘会議の植田議長(大阪労連議長)を先頭に明治乳業支援共闘での単独要請を行いました。



高裁は「①上告人らの集団的組合活動、②潮流間における無視できない有意な格差の存在、③秘密資料を引用した不当労働行為意思を要請すると見る余地」、について初めて判示したのだから、自ら一歩進めて不当労働行為意思を確定して、救済について検討させるために中労委命令を取り消すべきであった。「除斥期間の趣旨」は申立期間の制限を定めたものであり遡及審査の年数を定めた規定ではない(日16・11・4東定)とした。

芝事件中労委命令は23年間遡及審査して事実認定。最終的に、9月11日に明治製菓との統合計画を発表した明治乳業が企業として重要な節目を迎え、24年も大儀も道理もないことを説明し、全面解決への道筋を開くことに結びつく積極的な役割を發揮するよう強く要請しました。